



令和 4 年 9 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

いよいよインボイス！

いろいろな場所でセミナー等が開催されているインボイス制度。いよいよ本格的に動き出しました。

弊社の顧問先にも、元請業者からインボイスの登録番号を提出して下さいという手紙が来ています。インボイス登録番号の提出は、来年の3月31日迄。さらにインボイス制度が始まるのは来年の10月1日。なのに、なんでこんなに早く来るのか？それは、下請業者の選定が理由です！



下請業者に年間800万円(税込)発注していた場合、下請業者がインボイスの登録事業者にならないならば、将来的に880万円の負担が生じます。下請業者がインボイスの登録業者であれば、そのまま800万円の負担で済みます。1社であれば大したことがないかもしれませんが、5社もあれば、ぞっとしますよね。なので、元請業者は今うちに「インボイスの登録業者でないと仕事をしませんよ」というプレッシャーをかけているのではないかと推測されます。

よく、飲食店のようにBtoCの取引が多い業態はインボイスの登録事業者にならなくても良い、といわれますが、税理士の立場から見ると、事業主の皆様は割とどんな飲食店でも領収書をもらっています。領収書をもらうということは、経費にしているに違いないので(笑)、インボイス領収書を発行できる店に行くようになるかもしれません。インボイス領収書を発行できない店は領収書を発行していた分の売上が無くなる、という恐れを考えると、BtoCの業態でもインボイスの登録事業者になるという選択肢以外なかなか選びづらいのではないのでしょうか？

電子帳簿保存法にしてもインボイスにしても、作業が増えるばかりで全く手間が減っていきませんが、これは第1ステージとの認識です。厳しい環境には必ず対応してくる者が現れて、生存競争を勝ち抜き、やがて来る第2ステージでは、きっと請求や経理の手間の少ない未来になってきます。それを期待しながら、とりあえず、今の対応を頑張ります(;ω;)

【参考】国税庁 特集 インボイス制度

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keiqenzeiritstu/invoice.htm>

消費税
知っていますか？インボイス制度
 資格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

登録を予定されている方/
早く届きます！
 多くの事業者の方が登録申請をされています！
 早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただく、画面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁 (法人番号 7000012050002) (令和3年12月)

本店
便り

老後 2,000 万円問題！？

文責：亀田

金融庁の金融審議会「市場ワーキング・グループ」の報告書による、老後30年間で約2,000万円が不足するという試算が世間を騒がせ3年が経ちました。

これからは年金や貯金だけに頼るのではなく、ある程度は自分で資産形成をしていく必要があることが示された訳ですが、昨今の世界情勢などもあってか、最近一段と「iDeCo とつみたて NISA どちらがいいですか」とお客様からご質問を頂きます。法人の役員や個人事業主の方はさらに小規模企業共済という制度にも入る選択肢がありますが、弊社では「無理のない範囲で全て加入しましょう」とお答えしています！

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

それぞれメリット・デメリットがありますので、簡単に説明させていただきます。

	iDeCo	つみたてNISA(※2)	小規模企業共済
掛金拠出額	12,000円/月～68,000円/月 (※職業、加入している年金制度により異なる)	年間投資可能枠40万円 (各枠の非課税期間は20年)	1,000円/月～70,000円/月
メリット	・積立時の掛金が全額所得控除 ・運用益が非課税 ・受取金額の一定額が非課税	・100円から少額投資できる ・運用益が非課税 ・いつでも引出し(換金)できる	・掛金が全額所得控除 ・掛金の範囲内で事業資金の貸付制度を受けることができる ・掛金の増減ができる(※3)
デメリット	・原則60歳まで引出不可(※1) ・元本割れのリスクがある ・手数料がかかる	・元本割れのリスクがある ・損失が出たとき税制のメリットが受けられない	・1年未満の解約は掛け捨てとなる ・20年未満で任意解約の場合は元本が割れる ・解約理由等によっては税制メリットを最大限に享受できない

(※1)加入期間が60歳到達時に10年未満の場合は、支給開始年齢の引き延ばし有

(※2)つみたてNISAの代わりに一般NISA(年間120万円、5年間)を選択することも可能

(※3)掛金を減額した場合は、すでに積み立てている分の一部については運用効果を受け取れない

今回紹介した3つの制度は併用が可能ですので、1つに絞るのではなく、分散投資することでそれぞれのデメリットのリスク回避も可能になります。この機会に一度ご検討されてみてはいかがでしょうか？

興味を持たれた方や詳しくお聞きになりたい方は担当者まで。

【参考】

厚生労働省「iDeCoの概要」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/kyoshutsu/ideco.html>

金融庁「つみたてNISAの概要」

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/overview/index.html>

小規模企業共済

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>

経営情報

令和4年改正 納税地の異動等の手続きの見直し

文責：中野



これまでは、個人事業主の方が納税地の異動・変更をした場合は、異動・変更前の所轄税務署に届出をする必要がありました。

個人事業者の納税地は、基本的に住所地・居所地・事業所等の所在地の3つのいずれかに区分され、原則は住所を有する住所地在が納税地とされています。そのため引っ越し等により納税地を異動する場合は、異動届出書を提出する必要がありました。あくまでも情報管理が目的の制度であり、罰則はありませんが、届出を失念しないように注意する事項の一つでした。

しかし、令和5年1月1日以後は、個人事業者が届出書を提出しなくても、確定申告書に記載する住所欄の情報で納税地が確認されます。年の途中において税務署が予定納税等の通知をしても届かない場合は、市役所へ照会し、住民票から納税地を確認し、情報連携を図っていくそうです。

【参考】

財務省ホームページ 令和4年度税制改正の大綱(1/8)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/04taikou_01.htm

※「一 個人所得課税」→「4 その他」→「国税(2)」に記載されております。



地震 かみなり 火事 親父

文責：大脇

こんにちは。爽やかな秋風を感じる頃となり、実り多い秋を迎えられ思わずにんまり☺

秋はおいしいものがいっぱいですよ。例年ならそろそろ盛漁期を迎えて大量に出回るはずのサンマも、近年の不漁で高騰が続き食卓から遠のいています☹値段の推移をみても、2019年のサンマ100グラム当たりの価格88円に対し、前年は150円！約2倍です。「今日（の夕飯）もサンマ〜？」なんて今では贅沢なぼやきですね。

さて、9月といえば…9月1日防災の日ですね。

1923年に関東大震災が発生した日であり、「政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が、台風・豪雨・地震等の災害について認識を深めこれに対処する心構えを準備する」という主旨で防災啓発を目的に制定されました。また、古くから伝わっている「二百十日」も、9月1日が選ばれた由来とされているそうです。二百十日とは、立春から数えて210日目の日を指し、現在の暦では9月1日前後です。この時期は、台風が襲来し、稲作などが大被害を受けやすい厄日とされています。実際にはその時期が特に台風が襲来しやすいというデータはないものの、台風シーズンに備えて警戒するという意味があったとされているようです。

そして制定の決め手は伊勢湾台風です。台風自体の規模は観測史上最強で最大とされていた台風と比較して半分程度の勢力だったにも関わらず、想像を絶する犠牲者が出ました。その要因は、高潮の発生と臨海の低平地エリアの堤防が崩壊したことと考えられています。これらの被害を受けたことが、不十分であった防災対策を見直すきっかけとなり、防災の日の制定につながったとされています。



例年ならばウガンダへ行く際に、買い置きしてある非常食を、食品更新も兼ねてフライトで食べたり、向こうで食べたり、現地の方にあげたり…としていましたが、もう3年も行っていないので消費期限が切れているんじゃないかしら☹

最近の非常食はバラエティ富んでいますよね。昔なんて金平糖入りのかったーい乾パン缶くらいしか家にはありませんでしたが（笑）。ネットでポチポチしていると「おからパン缶（しかもダブルベリー、マンゴー、オレンジと味も色々!）」や「アルファ米（白飯からエビピラフまで12種類と食べ飽きない☺）」とありますが、一番気になるのは「井村屋のチョコえいようかん」！チョコ味が出てー！早速試さねばっ。

会社や事務所などにおいて、社員のために備え付ける防災用品や防災グッズ（毛布、電池、ラジオ、ライター、懐中電灯、非常食、水、消火器、薬等）を購入した際は「消耗品費」勘定等を使用し、備え付け時などの費用として処理します。これらの防災用品や防災グッズ等は、実際使用するのは備え置き時から長時間経過した後であったり、あるいは何年も使用せず使用期間が経過し、新しいものに取り換えられる場合も多いと思います。しかし防災用品は、災害などにそなえて備蓄すること自体に意味があり、備え置いた時点をもって事業の用に供したと認められるため、実際に使用していなくても備え付けの段階で経費処理が可能です。詳しくは担当者まで…。

9月の税務

- ・個人事業者の消費税の中間申告分の振替日（振替納付を選択している場合） **振替日…9月28日(水)**
- ・7月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税）、
1月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）(半期分) **申告期限…9月30日(金)**

行楽
日記

やまのて音楽祭 2022

文責：幅上

ゴールデンウィークの終わりに「やまのて音楽祭 2022」に行ってきました。

毎年、4～5月に千種区の覚王山辺りを中心に行われる音楽祭です。内容は、三味線、ピアノ、音楽を織り交ぜた朗読会、劇、様々です。

子供達が幼かった頃、劇を見に行ったりしていたのですが、大きくなりすっかり忘れていたところ、その中の一つに娘がお世話になっているフルートの先生が出演されると聞き、久しぶりに行ってきました。



公演の場所は、地下鉄吹上駅から北へ徒歩5分ほど歩いたところにある「ちくさ座」です。外観はこぢんまりとした施設なのですが、ホールは、舞台を客席がぐるりと取り囲み、客席から舞台を見下ろす感じの変わったホールでした。

自由席とのことでしたので、少しでも良い席をと開場前から並んだのですが、想像をしていなかったホールであったため、どこに座れば良いのか。悩んだ末、ピアノが置かれている正面に座ってみました。

演目は、「語りでつむぐ「カルメン」」です。カルメンはオペラが有名なのですが、今回は演目の名前のおとおり、語りを元に話が進みます。要所で、ソプラノ歌手が主役であるカルメンを演じ、語りがカルメンに溺れるホセを兼任するという構成でした。効果音、BGMをピアノ、バイオリン、フルートが演奏します。



語りが榊原忠美さんという方なのですが、語りとホセ役をうまく演じ分けておられて、迫力もあり吸い込まれているうちに2時間という時間があっという間でした。榊原忠美さんは他でも朗読会をやっておられるようです。機会があれば、是非、朗読会に足を運んでみたいと思います。

お手頃な価格で色々楽しめます。ぜひ、皆さんもいかがですか！

無料経営相談実施中！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2022年9月開催スケジュール(要予約)

9月12日(月) 13～17時

9月14日(水) 10～12時

9月15日(木) 18～20時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

臨時休業のお知らせ

10月6日(木)～10月10日(月・祝)

※10月11日(火)より通常営業致します。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info